

【電子契約の概要】

電子契約の対象となる契約



電子契約の対象となる契約

- 物品の借入・買入契約、工事又は製造の請負契約、工事系委託契約、一般委託契約など
県が支払者となる契約が電子契約の対象となります。
- 電子契約を予定する契約については、あらかじめ入札公告等でご案内します。
(入札等によらない契約については、個別に契約担当者にご確認ください。)
- 電子契約を希望する場合は、電子契約で契約を締結することになります。
電子契約を希望しない場合は、従来どおり紙文書で契約を締結することになります。